

ABL の観点からみた民法（債権関係）改正論点に関する実務ニーズ

平成 23 年 6 月 21 日

ABL 協会

（報告者 ABL 協会理事・運営委員会委員長 中村廉平）

1. はじめに

- （１） 「ABL 協会」について（参考：ABL 協会ウェブサイト <http://abl-j.jp/> ）
 - － 設立趣意書（平成 19 年 6 月）（別紙 1）、役員等
 - － 正会員 59 法人（金融機関、ノンバンク、商社、資産評価/管理/処分の事業者等）
 - － 特別会員 16 名（弁護士、司法書士、公認会計士、研究者）
- （２） 「ABL（アセット・ベースト・レンディング）」の普及・活用について
 - － 関係省庁の取組み（別紙 2）
 - － ABL の実態（市場規模等）（別紙 3）
- （３） ABL 協会における研究活動等

（ABL 実務研究会、ABL 法制研究会、会員向け勉強会、シンポジウム）

 - － ABL の発展の方向性と過剰担保の回避の考え方（別紙 4）
 - － ABL の原則は「循環型」（≠「累積型」）
 - － 「生かす担保」、「担保としての利用可能性を狭めてしまう結果」の回避

2. 「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」と ABL 実務ニーズ

- （１） 譲渡禁止特約に関する実態調査結果報告（ABL 協会）

（部会参考資料 5-2（第 19 回会議（平成 22 年 11 月 30 日開催）配布資料））
- （２） 本件アンケート（配布先：ABL 協会会員）の実施概要

目的：ABL に取組む ABL 協会会員の「現場感覚」に基づく「生の声」を、幅広く、
民法（債権関係）改正の議論の場に伝えるための実務ニーズの収集

（注）ABL 協会として統一した改正要望意見の形成や提示を目的とするものではない

項目：中間的な論点整理「第 13 債権譲渡」記載の論点を中心として

募集期間：平成 23 年 5 月 27 日（金）～同年 6 月 10 日（金）
- （２） 本件アンケートの結果
 - － アンケート結果概要（別紙 5）（詳細は、別添資料（回答一覧）参照のこと）

3. おわりに ～ 東日本大震災後の資金ニーズに対する ABL の活用の可能性

（参考資料）日本銀行による 2011 年 6 月 14 日付け発表（別紙 6）

以上